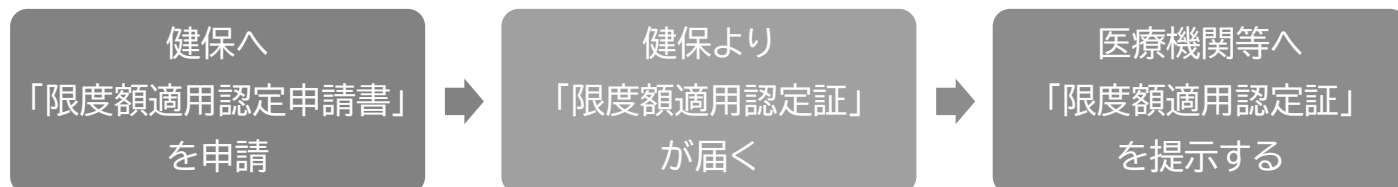


オンライン資格確認システムを導入した医療機関等に受診する際は

限度額適用認定証の申請が不要です！

《従来の手続きの流れ》

医療費が高額になりそうなき、事前に「限度額適用認定証」の事前申請が必要でした



これからは・・・

「限度額適用認定証」がなくても自己負担が限度額までとなります！

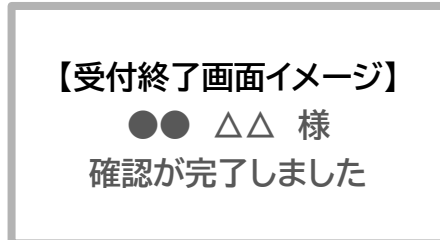
「オンライン資格確認」対応の医療機関・薬局等では、マイナ保険証（保険証利用登録済みのマイナンバーカード）で受付、もしくは資格確認書（保険証）等を提示し限度額情報を提供することを申し出ることによって「限度額適用認定証」が無くても限度額を超える支払いが免除されます。

《 限度額を超える支払いが免除される方法① 》

マイナ保険証で受診



顔認証付きカードリーダーにて受付完了

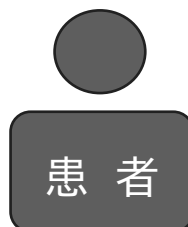
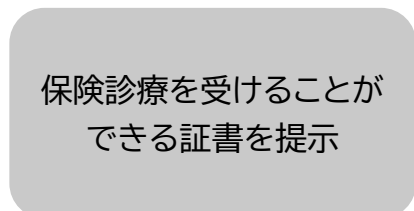


※医療機関等によっては、限度額情報を提供することに同意する必要あり

《 限度額を超える支払いが免除される方法② 》

資格確認書（保険証）等で受診

受付時に限度額情報を提供することを申し出る



オンライン資格確認
システムで限度額情報
を利用してほしい

※ なお、以下の場合には限度額適用認定証が必要となりますので、事前に申請を行ってください。

- オンライン資格確認未導入の医療機関等での受診の場合
- マイナンバーが当組合に未登録等の理由により医療機関等において資格確認ができない場合
- 低所得に該当する場合（限度額適用・標準負担額減額認定証）・・・等